ご遺族の方へ 手続きのご案内

藤井寺市

ご家族の方のご逝去に際し、心からご冥福をお祈り申し上げます。 それぞれのページには、市役所での届出やその他一般的な手続き について、ご遺族の方が必要とされる情報を掲載しています。 ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問合せください。 このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸い です。

藤井寺市 072-939-1111 (代表)



おくやみ手続きサポートデスクの第一条の

【おくやみ手続きサポートデスクの概要】

おくやみ手続きサポートデスクでは、ご遺族の負担を減らすため、亡くなった方の状況を確認し、手続きが必要な担当窓口をご案内します。(※予約優先)

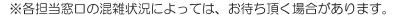
予約可能時間	平日の9時30分、13時30分、14時30分の3枠 ※所要時間の目安は1~2時間程度。 ※1枠につき定員1組 ※予約可能日は3営業日以降	
「藤井寺市オンライン窓口」よりご予約ください。 予約方法 オンライン窓口はコチラ → 関係 ※下記、問い合わせ先に電話でも予約できます。		
利用対象者	死亡時に藤井寺市に住民登録があった方の相続人等	

問い合わせ先

おくやみ手続きサポートデスク (藤井寺市市民課内)

TEL: 072-939-1319

※おくやみ手続きサポートデスクでのご案内後、各担当窓口で各種手続きを行って 頂きます。おくやみ手続きサポートデスクをご利用にならず、直接担当窓口に行って手続きをして頂くことも可能です。





- ※右に記載しております主な持ち物をご持参頂きますと、手続きがスムーズに行えます。
- ※来庁当日に手続きが完了しない場合があります。その場合は、各担当窓口より今後 の流れをご説明します。
- ※来庁日以降に別途手続きが必要となる場合があります。その場合は、各担当窓口より連絡させて頂きます。

各種手続きに必要となる主な持ち物

身近な人が亡くなられた後の手続きに必要とされる主な持ち物をご紹介します。 以下の持ち物のうち、該当するものがあれば、ご持参ください。

※別途必要な書類がありましたら来庁当日に担当窓口よりご案内致します。

ご遺族のもの

認印(届出人、相続人代表、喪主)
お越しいただく方の本人確認書類
• 写真付きのもの ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
写真付きのものがない場合は下記から2点※被保険者証(健康保険、介護保険)、年金手帳などのお名前の記載された証書・手帳類
預貯金通帳(相続人代表、喪主)
亡くなられた方との関係が分かる書類(戸籍など)
マイナンバーカード
法定相続人以外の方が来庁される場合は、法定相続人からの委任状
ナノちこわとせのもの
亡くなられた方のもの ※お持ちの方のみ
死亡の事実を明らかにする書類(死亡診断書の写しなど)
年金証書(年金受給者の方)
基礎年金番号通知書または年金手帳(国民年金加入中の方)
印鑑登録証(カード)
マイナンバーカード
国民健康保険被保険者証など、後期高齢者医療被保険者証など
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がおられる場合は国民健康保険加入者全員の被保険者証など ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など) ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。
以下のものをご用意ください <u>・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状等)</u> <u>・喪主名義の銀行口座番号がわかるもの</u>
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
障害者手帳
重度障害者医療証、子ども医療証、ひとり親家庭医療証
市立図書館で借りていた図書、図書利用カード
その他、藤井寺市から交付された証書・手帳類

もくじ

1.	死亡届について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.7
2.	住民票について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.8
3.	障害福祉の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.9
4.	年金の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.9
5.	国民健康保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10
6.	後期高齢者医療制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10
7.	福祉医療費助成制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11
8.	介護保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11
9.	高齢者福祉サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12
10.	子どもに関する手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12
11.	就学援助の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.13
12.	保育施設等の利用に関する手続きについて	p.13
13.	住宅関係の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.14
14.	税の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.15
15.	外国籍の方の届出について	p.17
16.	農地関係の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.18
17.	生産緑地関係の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.18
18.	水道に関する手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.19
19.	犬の飼主の方が亡くなられたときの手続きについて	p.19
20.	市立図書館の図書等を借りている方が亡くなられたときの手続きについて	p.20
21.	道路占用者や法定外公共物使用者が亡くなられたときの手続きについて	p.20
22.	お問合せ窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.21
23.	亡くなられた方の戸籍について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.23
24.	亡くなられた方の除かれた住民票(除票)について	p.25
25.	法定相続情報証明制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.26
26.	その他の主な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.27

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」にく点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

確認事項(故人について)		チェック		該当 ページ	
住民	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	はい	いいえ	p.8	
民票	外国籍の方でしたか?	はい	いいえ	p.17	
福障 祉害	障害者手帳をお持ちでしたか?	はい	いいえ	p.9	
年 金	国民年金を受給又は加入していましたか?	はい	いいえ	p.9	
健康保険	国民健康保険に加入又は世帯主の方でしたか?	はい	いいえ	n 10	
保 険	後期高齢者医療制度に加入していましたか?	はい	いいえ	p.10	
福	子ども医療証をお持ちでしたか?	はい	いいえ		
福祉医療	ひとり親家庭医療証をお持ちでしたか?	はい	いいえ	p.11	
療	重度障害者医療証をお持ちでしたか?	はい	いいえ		
介護保険	65歳以上の方でしたか?	はい	いいえ	p.11	
保 険	40~64歳で要介護認定を受けていましたか?	はい	いいえ	p.12	
子	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている 家庭でしたか?	はい	いいえ	p.12	
子育て	就学援助を受けていましたか?	はい	いいえ	p.13	
	保育施設等の利用又は利用申請されている家庭でしたか?	はい	いいえ	p.13	
税	市・府民税の課税の手続きは必要ですか?	はい	いいえ	p.15	
	固定資産税の課税の手続きは必要ですか?	はい	いいえ	p.15	
税 金	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	はい	いいえ	p.16	
	普通自動車をお持ちでしたか?	はい	いいえ	p.16	

次ページへ 続く

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」にく点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

確認事項(故人について)		チェック		該当 ページ
その他	府営住宅に住んでいましたか?	はい	いいえ	p.14
	農地を所有されていましたか?	はい	いいえ	p.18
	生産緑地を所有されていましたか?	はい	いいえ	p.18
	水道の手続きは必要ですか?	はい	いいえ	p.19
	犬を飼っていましたか?	はい	いいえ	p.19
	市立図書館で図書を借りていましたか?	はい	いいえ	p.20
	道路の占用や法定外公共物の使用の許可を受けていましたか?	はい	いいえ	p.20
	会社員の方でしたか?	はい	いいえ	p.27
	個人事業主の方でしたか?	はい	いいえ	p.28

MEMO

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ(目安)

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	 ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (33ページ参照) ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続財産調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	
4ヶ月以内		○所得税の準確定申告 (30ページ参照)
10ヶ月以内	○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議 (29ページ参照)	○相続税の申告 (30ページ参照)
1年以内	○遺留分侵害額請求	

藤井寺市で必要な手続きについては次のページから、窓口と あわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、 必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、21·22ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ~〉

必要な手続きの 詳細について

〈21ページ~〉

必要な手続きの 窓口一覧 ◇死亡届(※一般的には葬儀社が代行してくれます。)

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。 戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証・火葬場の申込(※一般的には葬儀社が代行してくれます。) 死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村

◇届出人

- ·親族
- •同居者
- ・亡くなられた場所の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ·成年後見人·保佐人·補助人

(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

◇藤井寺市に届出を提出する場合は

【平日(9:00~17:30)】 市役所1階市民課

【夜間及び休日】

市役所1階警備員室

なお、警備員室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります。(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日~14日
- ※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。
- ※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。
- 2. 住民票について ※亡くなられた方が藤井寺市に住民登録がある場合

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

【持ち物】

- □手続きする方の本人確認書類(運転免許証など)
- □別世帯の方が手続きする場合は委任状
- ※世帯主を職権で変更した場合や、世帯主の変更手続きを行っていただく必要がある場合は、 通知書を送付しています。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

市民課 窓口·戸籍担当(1階①番窓口) ☎ 072-939-1049(直通)

3. 障害福祉の手続きについて

障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方が亡くなられたときは、障害者手帳の原本をご返却ください。ご希望される方には、障害者手帳のコピーをお渡しすることができます。

その他、亡くなられた方が、障害者手帳をお持ちの方の保護者となられていた場合、特別障害者手当等の障害を起因とする手当を受け取っておられた場合など、障害に関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがあります(手続きの有無については、来庁いただいた際に確認させていただきます)。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

福祉総務課 障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎ 072-939-1106(直通)

4. 年金の手続きについて

年金の受給、もしくは加入状況等により手続き先や手続き内容、必要書類等が異なりますので、 日本年金機構天王寺年金事務所、又は保険年金課国民年金担当までお問合せください。

亡くなられた方	主な手続き	手続き内容
国民年金のみを 受給している	未支給年金の請求 死亡の届出	亡くなられた方が、年金を受給されていた場合、未支 給年金請求が可能な場合があります。詳細は保険年 金課国民年金担当までお問合せください。
国民年金に 加入している	遺族年金の請求 寡婦年金の請求 死亡一時金の請求	遺族年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される場合があります。詳細は保険年金課国民年金担当までお問合せください。

なお、厚生年金など国民年金以外の年金に加入していた期間がある場合、年金事務所や共済組合での手続きが必要となります。

年金事務所、該当の各共済組合へお問合せください。

日本年金機構天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531

ご不明な点は、下記までお問合せください。

保険年金課 国民年金担当(1階②番窓口) ☎ 072-939-1181(直通)

5. 国民健康保険について

藤井寺市の国民健康保険の被保険者が亡くなられたときは、国民健康保険被保険者証等をご返却ください。また、世帯主が亡くなられた場合、世帯主の資格喪失や変更等の届け出、相続人代表の選任の届け出が必要です。新しい世帯主、相続人代表の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)をお持ちください。

(※亡くなられた方との続柄が確認できる書類が必要となる場合があります。)

また、亡くなられた方の葬祭を行った方に対して葬祭費50,000円が支給されます。葬祭費の申請には「葬儀の領収書(あて名が喪主名義のもの)・喪主の口座情報がわかるもの(預金通帳等)」が必要となります。(※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。)

それぞれの届出人、申請者の代理の方が手続きをされる場合は、委任状を併せてご用意ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

保険年金課 国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎ 072-939-1177(直通)

6. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度に加入中の方が亡くなられたときは、後期高齢者医療被保険者証等をご返却ください。また、後期高齢者医療保険料の精算の手続きや、高額療養費等の手続き等が必要な場合がありますので、申請者(相続人)の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)及び口座情報がわかるもの(預金通帳等)をお持ちください。

(※亡くなられた方との続柄が確認できる書類が必要となる場合があります。)

また、亡くなられた方の葬祭を行った方に対して葬祭費50,000円が支給されます。葬祭費の申請には「葬儀の領収書(あて名が喪主名義のもの)・喪主の口座情報がわかるもの(預金通帳等)」が必要となります。

(※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

保険年金課 福祉医療担当(1階②番窓口) ☎ 072-939-1186(直通)

7. 福祉医療費助成制度について

福祉医療費助成制度(子ども医療・ひとり親家庭医療・重度障害者医療)を受給している方が亡くなられたときは、医療証をご返却ください。また、自動償還制度にかかる口座変更手続き等が必要な場合がありますので、申請者(相続人)の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)及び口座情報がわかるもの(預金通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

保険年金課 福祉医療担当(1階②番窓口) ☎ 072-939-1186(直通)

8. 介護保険について

藤井寺市の介護保険被保険者証等をお持ちの方が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、相続人代表者を選任いただく必要がありますので、届出人の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)をお持ちください(その他、亡くなられた方との続柄を確認できる書類が必要となる場合があります。)。本市からの介護保険に関するご連絡は相続人代表者の方にさせていただきます。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

高齢介護課 サービス担当(1階③番窓口) **2** 072-939-1165(直通)

9. 高齢者福祉サービスについて

藤井寺市の緊急通報機器の設置(みまもりホットライン)や配食サービスなどの高齢者福祉サービスをご利用いただいていた方が亡くなられたときは、届出が必要です。相続人の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)をお持ちください(手続きの有無については、介護保険被保険者証をご返却いただく際に確認させていただきます。)。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

高齢介護課 高齢者福祉支援担当(1階③番窓口) ☎ 072-939-1169(直通)

10. 子どもに関する手当等について

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたとき、または手当の対象となるお子様が亡くなられたときは、変更などの各種手続きが必要になりますので、下記担当へお問合せください。 また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときは、ひとり親家庭の手当や医療費助成の手続きが必要となる場合があります。お早めに下記担当へお問合せください。

手当についてのお問合せ先

こども育成課 育成担当(2階②番窓口)☎ 072-939-1161(直通)

医療費助成についてのお問合せ先

保険年金課 福祉医療担当(1階②番窓口) ☎ 072-939-1186(直通)

11. 就学援助の手続きについて

就学援助や特別支援教育就学奨励費の支給を受けていた方が亡くなられたときは手続きをしていただく必要があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

教育総務課 総務担当(6階億番窓口) ☎ 072-939-1401(直通)

12. 保育施設等の利用に関する手続きについて

保育施設等利用者・申請者の世帯員が亡くなられたときは手続きをしていただく必要があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

こども育成課 入所担当(2階②番窓口) ☎ 072-939-1126(直通)

MEMO

13. 住宅関係の手続きについて

◆住まいの相談窓口

亡くなられた方の住まい(土地や建物等)に関する相談をお聞きし、市役所庁内の関係課または協定団体にお繋ぎします。

【相続相談】

遺言、遺産分割協議、相続登記、隣地との境界確定 (協定団体)

大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会

【売却・空き家管理等】

土地・建物の売却、賃貸、解体、建て替え、リフォーム、耐震改修、管理(協定団体)

大阪宅地建物取引業協会南大阪支部、全日本不動産協会大阪本部、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会

ご不明な点は、下記までお問合せください。

都市デザイン課 開発指導・空家対策担当(4階⊕番窓口) **☎** 072-939-1207(直通)

◇府営住宅入居者が亡くなられた場合

亡くなられた方が府営住宅入居者の場合は、必要な手続きがありますので下記までお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

大阪府営住宅 藤井寺管理センター ☎ 072-930-1090

14. 税の手続きについて

◇市民税・府民税 (住民税)

住民税が課税される基準日は1月1日現在です。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、 前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務を承継していただくことにな りますので、相続人代表者指定届の提出が必要になります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問合せ先

税務課 市民税担当(2階②番窓口) 2 072-939-1060(直通)

所得税・相続税についてのお問合せ先

富田林税務署 ☎ 0721-24-3281

◆固定資産税·都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられたときは、相続人に納税義務を承継していただくことになります(地方税法第9条)。亡くなられた方が所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届出が不要な場合もあります。また、亡くなられた方が所有する家屋のうち、法務局に登記していない家屋についての名義変更は市役所税務課に所有者の変更届の提出が必要です。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

税務課 資産税担当(2階②番窓口) ☎ 072-939-1062(直通)

◇軽自動車税 (種別割)

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられたときは、名義変更や廃車の手続き が必要です。詳しくは、下記までお問合せください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合

税務課 税制担当(2階②番窓口) **2** 072-939-1068(直通)

125ccを超えるオートバイの場合

大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 **☎** 050-5540-2060

三輪・四輪の軽自動車の場合

軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 ☎ 050-3816-1842

◇自動車税 (種別割)

普通自動車を所有されている方が亡くなられたときは、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは下記までお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2060

15. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなられたときの在留カード又は特別永住者証明書の返納

外国籍の方(中長期在留者又は特別永住者)が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、大阪出入国在留管理局に直接赴いて返納していただくか、郵送により返納される場合は返納理由を証する文書(死亡証明書、戸籍謄本等)及び郵送する方の氏名・連絡先を記載した文書を同封し、封筒に「在留カード等返納」と記載の上で下記に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

窓口で返納する場合

大阪出入国在留管理局 審査管理部門 (大阪市住之江区南港北1丁目29番53号) **2** 0570-064259(ナビダイヤル) 【所属部署番号】210

郵送によって返納する場合

東京出入国在留管理局 オンライン審査部門おだいば分室 (東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階)

◇亡くなられた方の配偶者が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」又は「家族滞在」の方は、亡くなられた日から14日以内に出入国在留管理庁への届出が必要となります。

(届出をしないと20万円以下の罰金に処せられる場合がありますのでご注意下さい。)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

大阪出入国在留管理局 審査管理部門 **2** 0570-064259(ナビダイヤル) 【所属部署番号】 210

※出入国在留管理庁ホームページ内の「配偶者に関する届出」参照

16. 農地関係の手続きについて

農地を所有されている方が亡くなられたときは、農地の所有者の名義変更が必要となります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

まちとみどり保全課 農業委員会担当(4階④番窓口) ☎ 072-939-1228(直通)

17. 生産緑地関係の手続きについて

生産緑地所有者または当該生産緑地の主たる営農従事者の方が亡くなられたときは今後の活用に関しての手続きをしていただく必要があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

都市デザイン課 都市計画担当(4階級番窓口) ☎ 072-939-1214(直通)

MEMO	

18. 水道に関する手続きについて

◇名義変更・解約について

ご家族などが亡くなられたことにより、名義変更又は解約が必要となる場合は可能な限りお早め に下記窓口までご連絡のうえ手続きをお願いします。

その際、水栓番号又は使用者番号をご用意くださいますようお願いします。

電話にて手続きが可能であり、書類などは不要です。

※解約の手続きが遅くなってしまうと、水道を使用しない場合であっても基本料金が発生してしまいます。 また、その際に発生した基本料金については返還することができませんのでご注意ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

大阪広域水道企業団 藤井寺水道センター お客様コーナー(4階④番窓口) **2** 072-939-1316(直通)

19. 犬の飼主の方が亡くなられたときの手続きについて

犬の飼主の方が亡くなられたときは、飼犬登録事項変更届にて飼主を変更していただく必要 があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

環境衛生課 環境·公害·飼犬登録担当(6階⑩番窓口) ☎ 072-939-1074(直通) 20. 市立図書館の図書等を借りている方が亡くなられたときの手続きについて

市立図書館の図書等を借りている方が亡くなられたときは、図書等の返却をしていただく必要があります。また、図書利用カードは返却をお願いします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

市立図書館 図書館担当 ☎ 072-938-2197(直通)

21. 道路占用者や法定外公共物使用者が亡くなられたときの手続きについて

道路の占用や法定外公共物の使用の許可を受けていた方が亡くなられたときは、占用者等変更 の届出を提出していただく必要があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

まちとみどり保全課 道路水路管理・地籍・自転車担当(4階④番窓口) **☎** 072-939-1272(直通)



22. お問合せ窓口一覧(詳しくは掲載ページをご覧ください)

ページ	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.7	死亡届について	市民課 窓口·戸籍担当	市役所本庁舎1階①番窓口
p.8	住民票について	市民課 窓口·戸籍担当	市役所本庁舎1階①番窓口
p.9	障害福祉の手続きについて	福祉総務課 障害者福祉担当	市役所本庁舎1階⑥番窓口
		保険年金課 国民年金担当	市役所本庁舎1階②番窓口
p.9	年金の手続きについて	日本年金機構 天王寺年金事務所	☎ 06-6772-7531
p.10	国民健康保険について	保険年金課 国民健康保険担当	市役所本庁舎1階②番窓口
p.10	後期高齢者医療制度 について	保険年金課 福祉医療担当	市役所本庁舎1階②番窓口
p.11	福祉医療費助成制度 について	保険年金課 福祉医療担当	市役所本庁舎1階②番窓口
p.11	介護保険について	高齢介護課 サービス担当	市役所本庁舎1階③番窓口
p.12	高齢者福祉サービス について	高齢介護課 高齢者福祉支援担当	市役所本庁舎1階③番窓口
n 12	子どもに関する手当等	こども育成課 育成担当	市役所本庁舎2階②番窓口
p.12	について	保険年金課 福祉医療担当	市役所本庁舎1階②番窓口
p.13	就学援助の手続きについて	教育総務課 総務担当	市役所本庁舎6階⑯番窓口
p.13	保育施設等の利用に 関する手続きについて	こども育成課 入所担当	市役所本庁舎2階②番窓口
p.14	住まいの相談窓口 について	都市デザイン課 開発指導・空家対策担当	市役所本庁舎4階級番窓口
p.14	府営住宅関係の手続き について	大阪府営住宅 藤井寺管理センター	☎ 072-930-1090
p.15	市民税・府民税について	税務課 市民税担当	市役所本庁舎2階②番窓口
p.15	所得税・相続税について	富田林税務署	☎ 0721-24-3281
p.15	固定資産税・都市計画税 について	税務課 資産税担当	市役所本庁舎2階②番窓口

ページ	お問い合わせ内容	担当部署	窓口	
	軽自動車税について	原付(125 c c 以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 税制担当(市役所本庁舎 2 階②番窓口)		
p.16		125 c c を超えるオートバイの場合 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2060		
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 ☎ 050-3816-1842(コールセンター)		
p.16	自動車税について	大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所	☎ 050-5540-2060	
p.17	外国籍の方が亡くなられた ときの在留カード又は特別 永住者証明書(外国人登録	<返納先> 大阪出入国在留管理局 審査管理部門 大阪市住之江区南港北1丁目29番53号 ☎ 0570-064259(ナビダイヤル)【所属部署番号】210		
	証明証)の返納について	<郵送先> 東京出入国在留管理局 オンライン審査部門おだいば分室 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階		
p.17	亡くなられた方の配偶者が 外国籍の方の場合	大阪出入国在留管理局 審査管理部門	☎ 0570-064259(ナビダイヤル) 【所属部署番号】210	
p.18	農地関係の手続き について	まちとみどり保全課 農業委員会担当	市役所本庁舎4階優番窓口	
p.18	生産緑地関係の手続き について	都市デザイン課 都市計画担当	市役所本庁舎4階⑭番窓口	
p.19	水道に関する手続き について	大阪広域水道企業団 藤井寺水道センター お客様コーナー	市役所本庁舎4階④番窓口	
p.19	犬の飼い主の方が亡くなら れたときの手続きについて	環境衛生課 環境·公害·飼犬登録担当	市役所本庁舎6階@番窓口	
p.20	市立図書館の図書等を借り ている方が亡くなられたとき の手続きについて	市立図書館 図書館担当	☎ 072-938-2197	
p.20	道路占用者や法定外公共 物使用者が亡くなられたと きの手続きについて	まちとみどり保全課 道路水路管理·地籍·自転車担当	市役所本庁舎4階④番窓口	

23. 亡くなられた方の戸籍について

◇1 各種手続きで使う戸籍謄本などについて

ご親族がお亡くなりになると、亡くなられた方に関する諸手続きが必要となります。たとえば、 亡くなられた方の名義である預貯金、土地登記など、相続に関する手続きのために戸籍謄本など が必要になる場合もあります。一般的に使用する戸籍に関する用語についてご紹介します。

用語	説明
本籍	戸籍を置いてある場所のことです。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている人です。亡くなられても変わりません。
戸籍	人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国 民について編製され、日本国籍を公証するものです。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などの理由で全員が除かれた戸籍です。
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製(作り直し)が行われた際の、改製される前の古 い戸籍のことです。
死亡届記載事項 証明書	届出された死亡届(死亡診断書含む)を複写し、藤井寺市長の認証印が押されたものです。ただし、交付には制限がありますので、事前にお問い合わせください。
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と、住所を定めた日を記載したものです。
謄本(全部事項証明)	記載内容の全てを証明したものです。

◇2 「出生から死亡までの連続した戸籍」とは?

Aさんのケース

昭和15年	昭和32年	昭和45年	平成15年	平成22年8月	令和4年
2月12日出生	戸籍法改正により、 戸籍が改製された	5月1日婚姻 新本籍地を羽曳野市 にした。	6月6日転籍 藤井寺市に転籍	藤井寺市が戸籍を 電算化し、戸籍が 改製された	1月5日死亡
本籍:松原市	本籍:松原市	本籍:羽曳野市	本籍:藤井寺市	本籍:藤井寺市	本籍:藤井寺市

※上記の場合、出生から死亡までに複数の戸籍が存在し、本籍が3か所(松原市、羽曳野市、藤井寺市)にまたがってます。

役所に請求する際は、「〇〇〇の出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えていただくとスムーズです。

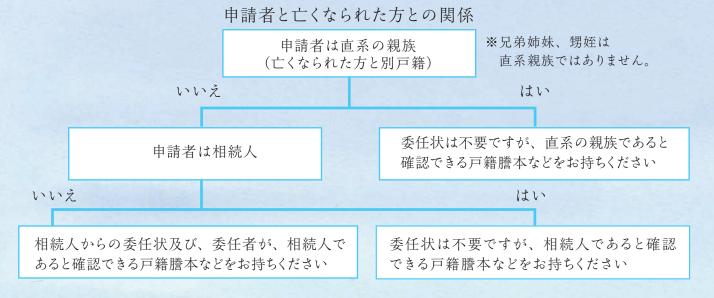
◇3 戸籍謄本などを請求できる方

【本籍地の役所に請求する場合】

戸籍謄本などは本人及び同一戸籍内にいる方、直系親族の方が申請可能です。

亡くなられた方の証明書を発行する際に、申請者(窓口に来られる方)との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。

委任状が必要かどうかは下記のフローチャートをご参照ください。



【 本籍地以外の役所に請求する場合 】 (広域交付)

本籍地の役所での請求と同様、本人及び同一戸籍内にいる方、直系親族の方が請求できます。 請求できる証明書は、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本で、コンピュータ化されていない一 部の戸籍・除籍や抄本、戸籍の附票などは交付できません。

役所の窓口でのみ請求可能で、写真付きの本人確認書類が必要です。また、代理請求や郵送請求、第三者(専門職による職務上請求を含む)による請求はできません。

◇4 戸籍の証明書は、すぐとれますか?

死亡届をご提出されてから、死亡の記載をした戸籍が出来るまで1~2週間ほどかかります。その間は、戸籍の証明書を発行できませんのでご注意ください。また、死亡届は、死亡地、死亡者の本籍地または届出人の住所地に提出することができます。葬儀社など代理人に提出を依頼した場合は、どこの役所にいつ提出したかをご確認ください。亡くなられた方の本籍地以外の役所に提出した場合は、本籍地に提出した場合と比べて戸籍が出来るまでにお時間がかかります。

◇5 戸籍謄本などの郵便でのご請求について

広域交付を利用できない方や、窓口の開いている時間に来られない方は、郵便で戸籍謄本などを 請求することも可能です。詳しくは本籍地の役所にお問い合わせください。

藤井寺市では、ホームページでも郵送請求の方法についてご案内していますのでご参照ください。

藤井寺市 郵送による請求

Q検索

24. 亡くなられた方の除かれた住民票 (除票) について

◇ 除かれた住民票 (除票) を請求できる方

- ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方
- ・国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- ・その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方
- ※疎明資料をご持参ください。
 - (例)請求される方が相続人であることを証明する戸籍謄本など。 亡くなられた方と請求される方の氏名や契約内容が記載されている保険証書など。

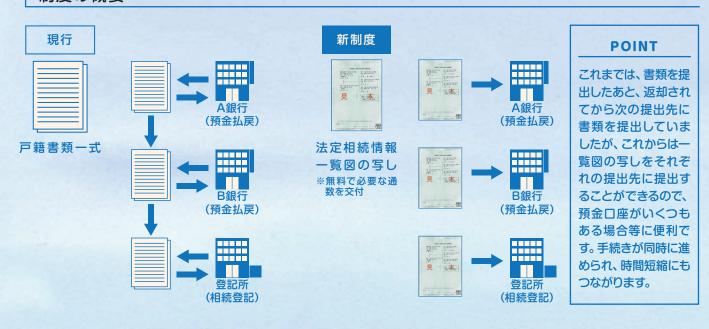
MEMO	

25. 法定相続情報証明制度について

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、 各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。 この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続きの流れ

①必要書類の収集

市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。

②法定相続情報一覧図の作成

被相続人(亡くなられた方)及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

③申出書を記入し登記所へ申出

所定の申出書に必要事項を記入し①②の書類を 添付して登記所へ申出をします。認証文付き法定 相続情報一覧図の写しが交付され、戸除籍謄本 等が返却されます。



POINT

時間がない場合や、 必要な戸籍、書類が 遠方にある場合な ど、戸籍の収集や一 覧図の作成が面倒 な場合は専門家※2 に依頼することも可 能です。

※2弁護士、司法書士、土地家 屋調査士、税理士、社会保険労 務士、弁理士、海事代理士、行 政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

大阪法務局 https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/

大阪法務局富田林支局 電話: 0721 - 23 - 2432 受付時間:8:30から17:15 休業日:土日、祝祭日、年末年始(12/29~1/3) 所在地:大阪府富田林市甲田一丁目7番2号(近鉄長野線「富田林西口」駅下車徒歩7分)

26. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があ ります。
社員証等 (身分証明書)の返却	すみやかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸 与を受けていたものがある場合は返却してくだ さい。
国民健康保険等への加入	y 02 (* 04)C	被扶養者がいた場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確 認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組 合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	一定の要件に当てはまる場合に遺族に支払われる年金です。受給資格要件などがありますので、お近くの年金事務所に確認してください。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考		
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに			
事業廃止届出書				
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	税務署に提出します。		
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書	1///15/11			
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青 色 申 告 を 取 り やめようとする年の 翌年3月15日まで			

改葬・墓じまいの手続きについて(※藤井寺市内の墓地の場合)

] 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。 ・受入証明書 ・永代使用許可書 など

2 改葬許可証の申請・受取

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。 現在埋葬されている墓地管理者の押印のある改葬許可申請書 を市に提出し、許可書を受け取ります。

必要書類

- · 改葬許可申請書
- · 受入証明書、永代使用許可書
- ・申請者の本人確認書類 ※申請者は現在の墓地の契約者となります。
- ・埋葬されている方と申請者の続柄が分かる書類

3 遺骨の取り出し(魂抜き)

住職などにお経を上げてもらってから遺骨を取り出します。 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前に墓地管理 者に相談の上どの石材店にお願いするかを決めておきます。

4 納骨・魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

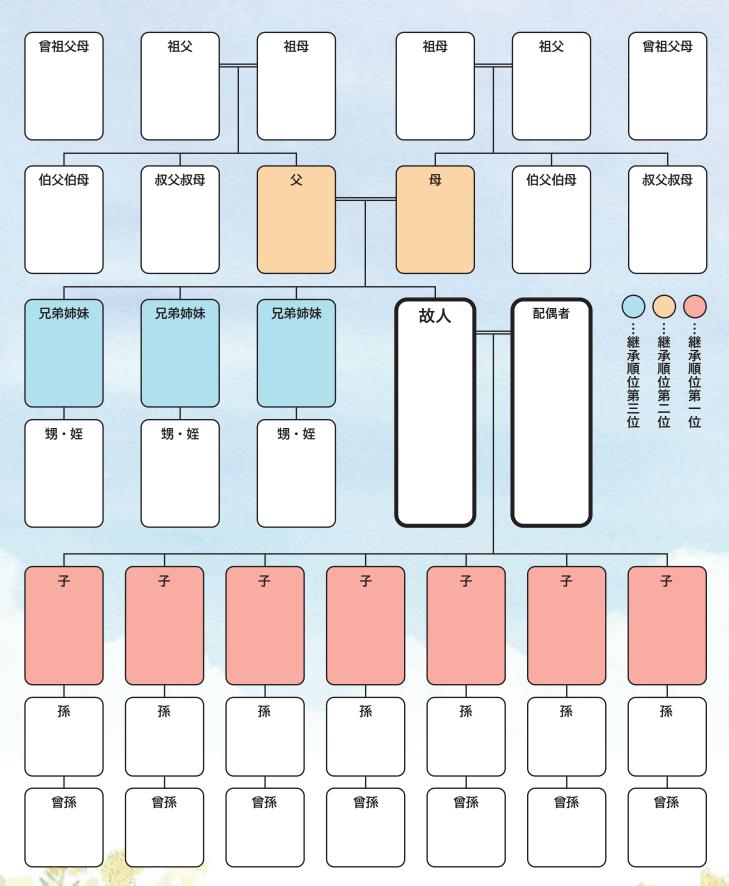
<お問合せ先>

藤井寺市役所市民課庶務担当(1階①番窓口) 〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL: 072-939-1040 FAX: 072-939-0399

	項目	期日	備考
✓	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍 謄本が必要です。請求の際は「相続 に使用するため出生から死亡までの 戸籍謄本が必要です」と申し出れば スムーズです。
✓	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法 務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場 で検索してください。
V	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺 言の場合は、「未開封」の状態で家 庭裁判所の検認が必要となります。
▽	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産を知ることが出来ます。また、役所で「名寄帳」を取得することで所有している不動産を知ることができます。
	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を 行い、合意する必要があります。合 意後、金融機関や役所等へ提出する 為の遺産分割協議書の作成が必要 となります。

	項目	期日	備考
✓	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
✓	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで 所得があった場合は、相続人が1月 1日から死亡した日までに確定した 所得金額及び税額を計算して、相続 の開始があったことを知った日の翌 日から4カ月以内に申告と納税をしな ければなりません。
✓	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。 詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

			,	
	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預貯金				
金				
	tt Ih	中泰	归然担忌签	/#. ±Z
その	名称	内容	保管場所等	備考
他の				
の資産				
	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン	посоц	- <u>12</u> - HX	~117312	più 💸
立				
レン				
生命	保険会社	種類・内容	受取人	備考
生命保険・損害保険				
· 損 害				
保険				
	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金				
年金				
個人	名称	番号・記号等	受給金額	備考
午 金 :				
個人年金・企業年金				
÷ 金				

その他

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
✓	運転免許証返納		羽曳野警察署 ☎ 072-952-1234	最寄りの警察署に ご確認ください。
✓	パスポート返納		市民課パスポート窓口・ パスポートセンター	パスポート 名義人が亡くなられたこと が分かる書類(除籍抄本等) 届出人の本人確認書類
✓	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも手続き 可能な場合があります。
✓	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
abla	水道料金の 名義変更・解約	早めに	大阪広域水道企業団 藤井寺水道センター お客様コーナー ☎ 072-939-1316	
V	NHKの名義変更・解約		NHK ☎ 0120-151515	
\checkmark	携帯電話解約		各携帯電話会社	各会社にご確認下さい。
✓	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
✓	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
abla	自動車・バイク等の廃車		運輸支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

発 行 藤井寺市

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024年8月作成

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。広告主及び広告内容を藤井寺市が推奨するものではありません。広告内容に関しては、直接広告主にお問合せください。

